（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十七条の六　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第五十八条において準用する第十四条の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項（他の土地改良事業の施行に伴い管理事業に係る土地改良事業計画の変更をする場合にあつては、第二号及び第三号（第二号に係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）であつて農林水産大臣が定めるものとする。

一　主要工事計画

二　管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの

三　事業費で前二号に掲げる事項に係るもの

2　令第五十条の二の三に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る土地改良区の組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち同項第二号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものの変更を要する事項とする。

一　当該土地改良事業に要する費用

二　当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十七条の六　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第三十八条の二に規定するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

第六十七条の四十一　法第八十八条第十九項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六第一項に規定するものとする。

第七十五条の三　法第九十五条の二第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六第一項に規定するものとする。

第七十六条の八　法第九十六条の三第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六第一項に規定するものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項及び第三十七条の二第一項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　農林水産大臣　吉川　貴盛

漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）
第一条の六　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。	**第一条の六**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる工事に関する事項の変更	二　次に掲げる工事に関する事項の変更
イ　（略）	イ　（略）
ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場（用水の供給又は排水の用に供する部分に限る。）に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更	ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）及び漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限る。）、漁港浄化施設並びに廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
三　（略）	三　（略）